

「妊娠葛藤」の意味について

小椋宗一郎

一 はじめに

「妊娠葛藤」の意味について

生殖医療や遺伝医療をめぐるドイツの生命環境倫理^{ビオエーティク}において、「妊娠葛藤」という概念は極めて重要な役割を果たしている。日本においても、最近では特に「新型出生前診断」(NIPT)の導入をめぐる産婦人科医療における相談体制の不十分さが指摘されており、参考にすべき例としてドイツの「妊娠葛藤相談」への関心も高まっている。しかしそもそもドイツでそうした相談の体制が整えられたのはなぜか、またそこで中心的な役割を果たす「妊娠葛藤」という概念について、日本ではその倫理的な意味を正しく把握している人は少ないようである。これまで拙論¹⁾では「妊娠葛藤」について、日本ではその観点から述べてきたが、専門分野における論文としての難解さとともに、法学や倫理学、臨床心理学や社会学など多岐にわたる学際性のために、専門家にも一般市民にも理解しやすいものとはいえないくらいがある。今回、『宗教と文化』の特集にあわせて原稿をご依頼いただく

にあたり、一般の読者も読みやすいようなスタイルで執筆することが望ましいとのことなので、再び「妊娠葛藤」を取り上げ、分かりやすく解説する文章を執筆すべきであろうと考えるに至った次第である。

生命保護に対して真剣に取り組むキリスト教徒の活動にとっても、「妊娠葛藤」について考慮することは、非常に有益であると思われる。なお特集のテーマは「生命の尊厳と生命の選択」であるが、「妊娠葛藤」は、まず「望まない妊娠」の中絶をめぐる議論から生じてきた概念なので、さしあたり出生前診断などによる「生命の選択」とはあまり関わりのない場合の妊娠中絶を念頭においてお読みいただければ幸いである。もちろん「生命の選択」が問題になる場合にも「妊娠葛藤」は重要な役割を果たすのであるが、それについては最後に触れる程度になることをお許しいただきたい。

本稿で主題とする「妊娠葛藤相談」とは、旧東西ドイツ統一後の大論争の末、一九九五年に成立した「相談条項 (Beratungsregel)」に基づくカウンセリングである。⁽²⁾ 「妊娠葛藤」とは、「望まない妊娠」に関係して生じるさまざまな「葛藤 (Konflikt)」を指す。「葛藤」と訳すことで、もっぱら心理的な葛藤だけを指しているように受け止められるが、必ずしも混乱やうつ状態のような神経症状を伴う「苦悩」を意味しているのではない。下記に見るように、それは「心理社会的な (psychosozial)」葛藤であり、妊娠した女性の心理や思考だけでなく、人間関係上の問題、仕事などの経済的問題、そのほか社会福祉や政治などに関わる社会的問題までを包括する幅の広い概念である。妊娠葛藤相談所では、プロのカウンセラーたちが、そうした様々な事柄についての相談に応じる。ドイツ刑法には、中絶処置の三日以前に(つまり四日前までに)この相談を受けることを条件に、「二一八条〔墮胎罪〕の構成要件は実現されなかったものとする」という規定がある。妊娠葛藤相談所の半数以上は政府の

認可を受けた自治体または民間の相談所であり、各州の保健所に併設された相談所、両キリスト教会系の相談所のほか、家族計画団体（「プロ・ファミリー」）や労働組合系の社会福祉法人が運営するものなどがある。「人口四万人につき一人以上」の相談員の設置が法的に義務付けられており、相談所の数はドイツ全土で一六〇〇か所以上⁽⁴⁾にのぼる。なお、日本では出生前診断の結果をめぐる相談も「妊娠葛藤相談」として紹介されているが、ドイツでは医学的理由のない妊娠中絶の法的要件としての相談を指す点には注意すべきである。⁽⁵⁾

以下では、キリスト教の影響が強いドイツという国で、なぜ「妊娠葛藤相談」によって墮胎罪の適用が除外されることになったのかを、できるだけ分かりやすく述べてゆきたい。そのために、まず「望まない妊娠」に直面した女性を対象とした相談というものが、どのようなものであるかを想像していただくことから始めることしよう。

二 あなたが友人から妊娠中絶への意思を打ち明けられたとしたら……

あなたは敬虔なキリスト教徒であると仮定しよう。

あなたの友人のひとりに、キリスト教徒ではない女性がいる。彼女は、ふだん平静を装ってはいるけれども、最近、ふとした時に何か深い感情に襲われたような表情を見せることが、あなたには気にかかる。あるとき二人で会話していると、彼女は「実は妊娠した」と告白した。さて、あなたはどのように対応するだろうか？

あなたは神から授かった生命の価値について十分な教育を受け、また自分自身でも真剣に考察して、生命の保

護の重要性を深く認識している。いつか神が適切な相手と私を結び合わせてくださるまでは、その奇跡の日が訪れるまでは、軽はずみに性的な行動に及ぶべきではない。

彼女がある男と付き合っていることをあなたは知っている。あなたはその男のことをよく知っており、彼は軽薄な男だと彼女に何度も忠告した。妊娠を知ると、その男は「まるで音に驚いたスズメがパツと飛び去るみたい」に、彼女の前から姿を消した。そんな「小さな男」に、彼女はもう何の未練もないと言う。「でも、どうしよう……」。そうつぶやく彼女は、もう子どもではないけれども若く、収入もない。子どもの頃からなりたいたいと思ってきた職業を目指して勉強中である。

「もし子どもを産んだら、私の夢を潰したのはこの子だと、きつと感じてしまう。それより、その子にあの男の面影を見つけたとしたら、私はどうなってしまうか分からない。だからといって自分が産んだ子どもを誰か他の人に渡すなんて、絶対に考えられない。中絶するよりほかに方法がない」

あなたは、なんとか中絶を思いとどまってほしいと思う。彼女のおなかに宿った新しい命は、遺伝的にはあの男の子かもしれないが、まったく新しいひとつの人格である。子どもには何の罪もない。中絶するなんて、罪もない人を殺すことと変わりがない。人間にそんな決断をする権利はない。もしも妊娠した誰かの一存で中絶する権利があるのだとしたら、そのようにして殺される人間の「尊厳」って、いったい何なのだろう。彼女と子どものために自分ができるだけのことはしたい。生命の価値について心から話し、なんとか産んでくれるように説得したい、と、あなたは思うかもしれない。

私はヨーロッパの思想を学んできたので、キリスト教徒がこのように考える思想的背景についても自分なりに学び⁽⁶⁾、また生命保護への努力に対して敬意をもっている。世界のさまざまな宗教にその萌芽は見られるが、歴史的に見て現代の人権思想の母胎となったのはほかならぬキリスト教である。私は倫理学者であるから、キリスト教倫理の生命観や結婚観などは首尾一貫した有力な考え方であることを認めるにもかかわらず、対立する様々な見解のなかの「一つの世界観」として客観的に扱わざるを得ない。しかしそれぞれの信念を持つ人が、自ら正しいと信じることを、他者に対して真摯に訴えかけることは、「表現の自由」として憲法上認められた権利であり、また社会の中で倫理を形成してゆくために重要な積極的要素である。

それにもかかわらず、現に「望まない妊娠」に直面した人に対する場合に限っては、誰かが当人を出産へと向けてむやみに説得することは望ましくないと私は考えている。現実的に、いくら心を尽くして丁寧に道理を説いたとしても、そうした説得が功を奏する可能性は少ない。なぜなら、まず、誰かに対して中絶への意思を口にする女性は、しばしば迷いを抱えてもいるのだが、その時点ですでに根本的にその意思を固めていることが多いからである。

三 妊娠中絶を決意する過程

「望まない妊娠」に直面した女性たちが妊娠中絶を決断する過程について見てみよう。ハンブルクの妊娠葛藤相談員のマリナ・クノプフらは、中絶を経験した三五人の女性に対して一九九三年秋から行われたインタビュー

調査に基づいて、次のように報告している。

「望まない妊娠に対する最初の反応は、ひとがまず推測するような、きつぱりとした拒否の感情ではない。妊娠の判明がしばしばひきおこすのは、激しくて、まったく矛盾したもろもろの感情の渦である。特に、女性がそれ以前にこうした可能性を考えてもみなかった場合には、陽性の検査結果を疑ったり、ショック状態のような反応を示したりすることがある」⁽⁷⁾

自分の避妊手段は確実だと思っていた何人かの女性は、あまりにショックが強すぎて、その時の感情を言葉に表すことができないと述べたという。ある女性は「全てがいつぱんに流れ込んできたの」と言った。また別の女性は、「かなり長いあいだ妊娠に気付かなかった。彼女はそれに気付こうとしなかつたからである。そのあと妊娠が確認されたとき、すべてが灰色で喜びはなかつたという」。しかしまた別の何人かは、「その瞬間に自分を特に女性的だと感じ、この感情「喜び」を味わうことができた。そして今の妊娠への拒否と、母になれることへの喜びが並び立っていた」(同)。いずれにせよ、妊娠が分かつた瞬間からそれほど長くない時間のうちに、激しい感情だけでなく様々な判断がせめぎあう。人生の行方を決める瞬間が迫っていることを彼女らは明らかに知っている。

この調査によれば、「質問を受けた女性たちのほぼ半数が、「妊娠判明後」すぐにはつきりと妊娠中絶を決め、その決定を保ち続けた」(同)。その他の女性たちは、「決断のために二週間から四週間を要した」(8)(9)。その間の心理的重圧は相当なものであり、「ほとんど耐え難いものであった」という。ただし、三五人のうち四人だ

けが、その決断と結末について「判断を維持することが余りにも難しい (nur schwer gewachsen zu sein)」という感覚を持っていたとされる (S. 13)。これはドイツ語としても微妙な表現であるが、「後悔している」「ともしていない」「とも言い切れないような、わだかまり」の感覚のようなものである。ただし、そうした感覚をもった女性は、遅くになってようやく妊娠が分かったために余りにも早く決断を下さなければならなかったか、あるいは外的または内的なプレッシャーが大き過ぎるために意識的な検討ができるような状況でないと感じた場合であるかのどちらかであったという。

決断までに比較的長い時間を要した女性たちには、次のような要因が見られたという。まず外的な要因としては、「中絶に傾いているが、しかし彼女の状況が妊娠を継続することを許さないということがとても悲しいとき」、「女性の希望が、パートナーやその他の重要な人物と強く対立しているとき」などが挙げられる。つぎに内的な要因として、「はじめは妊娠したことに喜んだとき、あるいはすでに小さい子の母親だったとき」、「彼女にとって、良心の呵責や道徳的疑念が大きな役割を果たすとき」などがある (S. 13)。妊娠葛藤相談所のカウンセラーたちは、そこを訪れた女性それぞれの話に応じて、パートナーとの対話を仲介したり、あるいは周囲からの「産め」「産むな」などというプレッシャーから本人を守ることによって本心を見出すための手助けをしたり、中絶を決断したにも関わらず良心の呵責に苦しんでいるという話に耳を傾けたりする。

クノプフらは、妊娠中絶を経験してから相当の期間を置いてからのインタビューにおいて、その決断の要因として経済的状况を挙げる人が非常に少ないことに驚いている。というのも、通常の妊娠葛藤相談では経済的事情を挙げる人がそれよりも遥かに多いからである。「その原因が金銭的および社会的な問題にあるならば中絶は容

認められるという、広く行き渡った見解」に原因があるのではないかと推測されている (§ 14-15)。ドイツには日本のような「経済条項」は存在しないので、法的には経済的困窮そのものが中絶を正当化することはないのだが、中絶の理由として経済的理由を挙げることによって同情をひきやすいと思われ込んでいる。

四 生命尊重と「結果に対して開かれた」相談

さて、以上のような報告を目にすること自体が、人間の生命の価値を深く認識しているキリスト教徒にとって、とても辛いことだろう。妊娠を知ったとき「喜び」を味わったにもかかわらず、その後中絶を決めたのはなぜだろう。子どもを産み育てられないほど経済的に困窮しているなどということが、福祉制度が発達した国で、ありうるのだろうか。そうした疑問はもつともである。しかし妊娠葛藤相談という場がなければ中絶を決意する要因となることが率直に語られることもなかったし、本人自身がその要因について落ち着いて意識的に考え直すということもなかったということも事実である。

妊娠葛藤相談のカウンセラーたちは、心理臨床を学び、その後も継続して研修を積み重ねているプロフェSSIONナル達である。彼女ら自身が持つ世界観はさまざまであるが、来談者たちが「本当のこと」を打ち明けることができるような状況を作り出すためには、いずれにせよ相当の忍耐力が必要であり、ましてやキリスト教徒であるとすれば、その訓練は更に大きくなるだろう。ドイツという国で見た場合には、個人の自由という観念が日本などよりも遥かに深く浸透している。しかし他面では、人間の生命の尊重という理念が深く根を下ろしている。

生命尊重の理念は、妊娠葛藤相談を法的に規定した次のドイツ刑法第二一九条にも明らかに表れている。

「相談は、出生前の生命の保護に奉仕する。相談は、女性を妊娠の継続へと勇気づけ、子どもと共に生きる彼女の人生の見通しを開くための努力によって導かれなければならない。相談は、女性本人が責任ある良心的な決断をする手助けをしなければならない。決定の際、女性には次のことが意識されていなければならない。つまり出生前の生命が妊娠の全段階において彼女に対しても自分自身の生きる権利を持っていること、そしてそれゆえに、法秩序にしたがって妊娠中絶が考慮の対象となるのは、妊娠を継続することによって期待可能な犠牲の限界を超えるほど重大かつ異常な負担が生じるような例外状況においてのみであることが意識されていなければならない。相談は、助言と援助によって、妊娠との関わりで生じている葛藤状態の克服、緊急事態への対処に貢献しなければならない。詳細は妊娠葛藤法に定める」⁸⁾

「妊娠葛藤」の意味について

これを文字通り実行するならば、妊娠葛藤相談は、ほとんど妊娠した女性を出産へと説得するものであるかのように感じられるかもしれない。しかしこの相談についての詳細を定めた妊娠葛藤法第五条第一項には、「刑法第二一九条に基づいて必要な相談は、結果を問わないかたちで行われなければならない。相談は女性の責任から出発する。相談は、励ましかつ理解を呼び起こすものでなければならず、教導し言いなりにしてはならない」と規定されている。カウンセラーが法律の立場や自分の意見を押し付けるとすれば、その対話はカウンセリングの本質から逸脱してしまう。現場担当者たちがこの矛盾に対してどのように対処しているかについては拙著⁹⁾を参照されたいが、法律の立場についてはきちんと説明しながらも、基本的に傾聴に徹し、中絶の意思にかかわらず本

人にとって本当に役立つ援助を提供しようとする姿勢が貫かれていると言つてよい。

それにしても、妊娠中絶という人間の生命を殺害する行為に対して、なぜ「刑罰」ではなく「援助」なのか。この問題を論じ尽すためには歴史と学問分野を横断した議論が必要だと思われるが、以下ではその大まかな文脈を知るために有益だと思われるいくつかの事柄をつなぎ合わせるにとどめたい。

五 妊娠中絶をめぐる規制の歴史

紀元前四世紀の古代ギリシアに生きた医師ヒポクラテスに由来するとされてきた「ヒポクラテスの誓い」には、「婦人に墮胎用具を与えません」ということが医師の義務として挙げられている。⁽¹⁰⁾ただし古代ギリシアでは墮胎や子殺しが一般的に行われており、また別の資料にはヒポクラテスが知り合いの踊り子に墮胎する方法についての助言を与えたという記述があることから、彼自身が後継の医師たちに対して一般に墮胎を禁じる意図を持っていたとは考えにくいとされる。⁽¹¹⁾

胎児は人の生命であるから手厚く保護すべきであると説いたのは、もちろんキリスト教会である。その最初の明示的表現は、一三一年ごろ成立したとされる「ディダケ」にみられる(Lippold, 32)。その後、中世にかけて胎児に「魂が吹き込まれる時期(Beseelungsfrist)」に関する論争が続くが、その時期以降に墮胎を行ったことが判明すれば「殺人者」として重い刑罰に処せられた。

「特に一六世紀及び一七世紀には、魔女狩りともあいまって、幾千もの人々（そのほとんどは女性である）がこの刑法の犠牲となった。大部分の場合、残酷な拷問の末に墮胎に関する自白が取られたので、その自白に証拠能力はほとんどない」（Lippold, 35）

近代に入ると、妊娠中絶は世俗権力の取り締まりを受けるようになった。一七九四年のプロイセン一般ラント法では、「人間性の普遍的諸権利は、まだ生まれる前の子どもにも、すでにその受胎の時から与えられる」と規定されたが、墮胎罪に対する死刑は見合わされることとなった（Lippold, 37）。一八七一年施行のライヒ刑法典では、さらに「五年以下の禁固刑」へと減刑された（Ibid.）。

二〇世紀に入ると、衛生と医療の分野における進歩によって乳児死亡率は低下したが、闇墮胎による死亡者は増加したとされる。というのも、それまで墮胎薬として知られていた薬草は、産科医療の普及とともに人々の意識から消えてゆき、その代わりに「編み棒（―）や内部洗浄器具」が用いられるようになったからだ（Lippold, 38）。ヴァイマル共和国では墮胎は非常に厳しく刑事追及され、女性本人とともに、墮胎を行った医師や墮胎師たちが懲役刑や禁固刑に処せられた。しかし「二つの大戦のあいだに墮胎件数は倍増し、世界恐慌の間にあきらかに最高点に達した。医師の推計によると、毎年およそ八〇万から一〇〇万件にのぼる」（Ibid.）。「医師によって見積もられる最小の死亡被害者数は、毎年四〜五千件。最高の推計は——あきらかにプロバガンダ的に膨らまされているが——五万近くに達する」⁽¹²⁾。

一九二七年には判例により「医学的適応」（妊娠中絶の適格性に関する医師の判断）による中絶の合法性が認め

られた (Lippold, 40)。しかしその後ナチ党の政権掌握により、「アーリア人」の女性の墮胎が厳しく罰せられる
いっぽう、人種のおよび優生学的な理由による強制墮胎が大量に行われた。ドイツ降伏の後には占領軍兵士によ
る強姦が横行。赤軍兵士によって強姦された女性は約一四〇万人に達し、その結果として一八万人が死亡したと
いう。強姦されて妊娠した女性たちの多くは中絶手術を受けたと推測される (Lippold, 29-43)。東西ドイツ分裂
後も混乱した状況が続いたが、七〇年代以降は旧東ドイツの「期限条項」(受胎後一二週という期限までは女性の
意思による中絶を認める条項)と、旧西ドイツの「適応条項」(後述)とに分かれる。次節では、比較的厳しい規
制が敷かれ、妊娠葛藤相談へとつながった旧西ドイツの経緯に触れておこう。

六 旧西ドイツの「適応条項」

一九七六年に成立した旧西ドイツにおける「適応条項」とは、要するに医師により妊娠中絶の適格性が認めら
れた場合のみ合法と認めるというものである。しかしこれについては医師による判断の恣意性が問題となった。
ドイツでは妊娠中絶処置を基本的に拒否する医師も多く、医師によってその判断も大きく異なる。中絶処置を求
める女性たちは、噂をたよりに複数の医師のもとを渡り歩いた。しかも「適応」を証明する医師は中絶処置を行
う医師とは別でなければならぬと定められていたので、診断書を受け取った後に実際に中絶処置を行う医師を
探さなければならなかった。バイエルンなど中絶を行う医師がほとんどいない地域からは、国内の他の地域や外
国へと「墮胎旅行」をする女性が少なくなかった (Lippold, 176)。さらに、医師による「適応」の判断にはそれ

それぞれの女性の個人的事情が大きく関わるので、実際に立件するための捜査には大きな困難が伴う。そのため実際に起訴されるのは極めてまれであり、刑法二二八条（墮胎罪）は「偶然刑法」と揶揄された（Lippold, 176）。

本稿の主題である「妊娠葛藤相談」が法的に位置づけられたのも、「適応規制」が作られた一九七六年である。このときにも相談所を訪れたという証明書が合法的中絶の要件のひとつではあったが、医師による「適応」の確認を受ける方が困難であったため、付随的な条件と見なされたに過ぎない。しかし突然に「妊娠葛藤相談」が法的条件となったので、両キリスト教会は大いに戸惑い、当初はカウンセリングの経験のほとんどない聖職者たちが対応していたようである。家族計画団体や労働組合でも、そうした相談の経験をもつ人はほとんどいなかった。そこで、当初の対応は手探り状態であった。その後、担当者どうしが経験を持ち寄って研修を積み重ね、また大学で心理学や社会教育を学んだ人々が担当するようになり、上記に見たような「望まない妊娠」に直面した女性たちに関する相談の経験が蓄積されていった。

七 新制度の成立——一九九五年の「相談規定」

一九九〇年のドイツ再統一によって、妊娠中絶について旧東西ドイツで異なる規定を統一する必要が生じた。激論の末、一九九二年には、三日以前に妊娠葛藤相談を訪れた場合の中絶は「違法でない（nicht rechtswidrig）」と定めた改正法がいったんは議決された。しかし、反対派のCDU議員とバイエルン州政府によって連邦憲法裁判所に申し立てがなされ、発効が差し止められた。一九九三年五月二八日、連邦憲法裁判所は、これに対して違

憲判決を下し、同判決に沿った形で「相談条項」を含む一九九五年の新規定が成立した。⁽¹³⁾

冒頭で触れたように、現行規定では相談条項に基づく中絶において「二一八条〔墮胎罪〕の構成要件は実現されなかったものとする (Der Tatbestand des §218 ist nicht verwirklicht)」と定められている。違憲とされた一九九二年法の「違法でない」ということとは何が異なるのだろうか。それは、たとえば妊娠葛藤相談を受けていたとしても、当該の妊娠中絶が「違法でないとは言い切れない」ということである。上述のように、カウンセラーは法律の趣旨をきちんと説明するが、相談においては基本的に当事者の話に傾聴する。場合によってはカウンセラーが自分の意見を率直に述べることもあるが、それはあくまでも当事者の話を踏まえてのことであって、その中絶の合法性を検証したりすることはない。繰り返しになるが、説得したり検証したりするような態度では、「相談」あるいは「カウンセリング」がそもそも成り立たないのである。

以前の「適応規定」のように、医師が中絶の合法性／違法性を判断するというのであれば、「違法でない」と定めることもできたであろう。しかし妊娠中絶の要因となっており当事者の生活事情や、それを取り巻く社会的状況について、いったい医師がどれほどのことを知っていると言えるであろうか。むしろ「望まない妊娠」に至ってしまった本当の原因は、当人でさえもこれまで意識的には気づかず、対処することができなかった事柄にあるのかもしれない。この機会に当事者とカウンセラーとが協力して、その要因についてじっくりと考え直してみることができる。

八 妊娠葛藤の意義

さて、なぜ「刑罰」でなく「援助」なのか、という先の問いに一応の回答を出しておかなければならぬ。一応の「一応の」と言うのは、まず本稿において膨大な議論を網羅できないためであるが、また当地ドイツにおいても議論が継続しているからである。

第一に、妊娠中絶という事柄には私的で微妙な事情が大きく関わり、個別の事案に関して合法的ないし非合法といった判断を下すことがほとんど不可能であるためである。ドイツでは伝統的に「家庭医」が各個人と継続的な関わりをもっていたので、一九七〇年代には適応条項も一定の合理性をもっていた。現在でもそうした結びつきが一部では残ってはいるが、医療の専門化や社会の個人化とともに関係は希薄になっている。上述のように、それぞれの女性の事情や将来の状況について、医師が判断するために十分な事柄を把握することは極めて困難であり、また個別の医師による判断の恣意性を免れない。ましてや法廷において女性たちを尋問することは当事者にとって耐えがたい苦痛であるばかりでなく、妊娠中絶の「本当の」原因を明らかにするためにほとんど役に立たない。⁽¹⁴⁾ そのため医師や司法による判断を断念せざるを得なかった。

第二に、妊娠中絶を減らすために、刑罰が有効であるとは言えないからである。⁽¹⁵⁾ 歴史を振り返れば分かるように、厳罰化すればするほどに闇堕胎や自己堕胎がはびこる。自分の命 (Leben) を懸けてまで危険な堕胎に踏み切るのは、その決断に自らの人生 (Leben) が懸かっているからであろう。また、「望まない妊娠」には明らかに

男性が関わっている。だが、その法的責任を実際に問うことは関係者を法廷に引き出すだけでなく、産む／産まない決断に男性を関与させる要因にもなる。⁽¹⁶⁾ もしも「産む」決断を援助する方法があるとすれば、そのひとつは中絶を迫る男性のプレッシャーから女性を守ることである。そのために妊娠葛藤相談は数少ない有効な手段であるとも考えられた。

第三に、墮胎罪によって過去の犯罪を問うことから、将来に向けた社会的な取り組みへと視点が移されたからである。刑法による威嚇が有効な手段ではないとすれば、中絶を減らしてゆくためにはどのような手段を採りうるだろうか。中絶を決断した女性たちにとって、望まない妊娠を防ぐための具体的手段に関する情報は極めて重要である。子どもを産むにふさわしい安定したパートナー関係を築くために、カウンセラーと共に考えることが役立つ場合も少なくないだろう。また本質的には「性」やパートナー関係に対する人々の意識を高めることが必要である。具体的には青少年の性教育とパートナー関係についての教育に取り組む必要がある。ただし現代の多元主義的社会では、「掟を教え込む」ような仕方ではなく、非指示的な対話を通じて共に探求するという教育法を取らざるをえない。妊娠葛藤相談所は、そうした教育に関しても必要な役割を果たすべきことが法的に規定されている(妊娠葛藤法第二条二項)。

九 カトリック教会と妊娠葛藤相談

従来、カトリック教会系の社会福祉団体「カリタス」などが妊娠葛藤相談を実施していた。しかし上述の

一九九五年の法改正以降、教皇ヨハネ・パウロⅡ世から相談証明書を発行しないよう再三の要請を受けた。これに対して、妊娠葛藤相談の継続を求める社会福祉団体職員や平信徒らから激しい反発があったが、一九九八年一月、ドイツ司教会議は教皇の要請を基本的に受け入れる声明を出し、二〇〇一年以降、証明書を発行する妊娠葛藤相談を行っていない。ところが妊娠葛藤相談を引き続き行おうとするカトリック信者たちが「ドナム・ヴィテ (donum vitae)」という別団体を設立し、教会税の交付を受けることなく国家補助と寄付によって活動を続けていく。二〇一六年一月現在、ドナム・ヴィテはドイツ全国に二〇一カ所の相談所をもつという⁽¹⁷⁾。

カトリック教会が特に問題視したのは、相談の後、墮胎罪適用除外の要件となる「証明書」を発行するという点である。上述のように、この証明書は「妊娠葛藤相談を行ったこと」を証明するものであって、「この妊娠中絶は合法である」ことを示すものではない。それでも教会に直接関連する団体が「証明書」を発行するという点とは、十分な正当化根拠のない中絶を承認する行為であるとして、カトリック教会は妊娠葛藤相談制度からの脱退を決断した。この経緯自体について私はコメントする立場にはないが、結果としてドナム・ヴィテの側も教会の側も、それぞれの仕方で重要な社会的貢献を行っていることを評価したい。

二〇一四年四月二八日放送のNHKクローズアップ現代「新型出生前検査 導入から一年」で紹介されたケルンの相談所は、ドナム・ヴィテが運営するものであり、番組で映し出された看板には「重点…出生前診断に関する諸問題についての相談」と書かれている。次節で述べるように、出生前診断に関する相談に法的な位置づけが与えられたのはごく最近のことであり、それに重点を置く相談所を産婦人科クリニックに隣接して設置していることから、新しい取り組みに対して並々ならぬ意欲を持って取り組んでいることが分かる。

他方、カトリック教会系団体が証明書発行を伴う妊娠葛藤相談から手を引いたことにより、相談所運営に対する国家による助成資金をほとんど受けられなくなったとともに、中絶に傾いている人々に対する相談を通じた働きかけのすべのひとつを失ってしまったことは否めない。しかしこれらの団体は従来から、どちらかといえば産みたいと希望しながらも大きな困難を抱えている女性たちに対する、特に経済的な支援において実績をあげてきた。⁽¹⁸⁾近年、深刻な妊娠葛藤を抱えた女性たちは、しばしば他の相談所ですでに証明書を受け取った後にカトリックの相談所を訪れるという。⁽¹⁹⁾また相談者はカトリック信徒(32%)だけでなくイスラム教徒(27%)も多く、また外国からの移民が相談者全体の三五%を占めるとされる(二〇〇八年実績)。シリアからの難民がドイツへも多く流入している昨今、カトリックの相談所は歴史的使命を担っていると云っても過言ではない。

信徒のあいだに対立を抱えているという点では困難な問題であるが、むしろその対立も妊娠した女性たちと新しい命のための援助に積極的に取り組むための原動力となっている。双方の活動は、ともに倫理的に高く評価されるに値する。

一〇 おわりに——出生前診断と妊娠葛藤相談

以上では主に「相談条項」(ドイツ刑法第二二八a条第一項)による中絶について見てきた。これとは異なり、出生前検査の結果に基づく中絶は、「医学的適応」を定めた別の条項(同第二項)に基づいて判断される。これに関しても様々な議論があるが、要するに、その女性が障がいをもつ児の出産に耐えられないという医師の判断

に基づく妊娠中絶は「違法でない (nicht rechtswidrig)」とされる。詳しくは拙稿⁽²⁰⁾を参照されたいが、相談条項による中絶が、墮胎罪の構成要件の除外、つまり合法であるとも違法であるとも判断されないのに対し、医学的適応に基づく中絶は合法的である点で異なっている。

二〇〇九年に妊娠葛藤法第二 a 条の追加が連邦議会により議決され、二〇一〇年に施行された⁽²¹⁾。同条には、出生前診断により胎児に障がいがある可能性が高いと判断された場合、その所見を伝える医師は、小児科医等の参加のもと、当事者に対して「医学的および心理的ならびに社会的に起こりうる諸問題」に関する相談を行わなければならない、また本稿で扱った妊娠葛藤相談所や障がい者団体などへの仲介を申し出なければならないと規定されている。相談条項の場合と異なり、妊娠葛藤相談所を訪れることが義務付けられているわけではないが、出生前診断に関する心理社会的相談が法的に位置づけられ、医師と相談所の連携に法的根拠が与えられたことの意義は大きい。というのも、たとえばプレーメンの「カラ」相談所⁽²²⁾のように、すでに一九七〇年代から出生前診断に関する相談に取り組んできた団体もあるが、倫理的な高い評価にもかかわらず医療界から妊娠葛藤相談への理解はなかなか進まず、産婦人科医から相談所への仲介などはあまりなされてこなかったからである。しかしこの時期を境にして、こうした相談の重要性への認識は一気に高まり、各相談所は研究会や研修などを通じて出生前診断に対応した実践的知識や相談技能の開発と普及に熱心に取り組んでいる。

法律の施行からまだ五年余りしか経っていないので、出生前診断に関する相談の方法が確立されているとはいえないものの、四〇年ほどにも及ぶ妊娠葛藤相談の経験や知識が大いに役立てられていることは疑いの余地がない。当事者が置かれた経済的・社会的状況や、パートナーなど周囲の人々との関係、人生観などが、障がいをも

つ子どもを受け容れることができる／できないという感じ方、そして出産／中絶についての決断に大きな影響を与える。ただし「望まない妊娠」の場合とは異なり、ときには長く辛い不妊治療の末にやっと授かった子どもに障がいがあると分かった時の衝撃は計り知れない。もしも子どもの障がいが自分の遺伝的特性に由来することが分かった場合、カウンセラーはどのような点に留意して対応すべきなのか。障がいをもつ人々を受け容れ、互いに支えあう社会文化を創造してゆくために、われわれにできることは何か。そうした出生前診断の關係する相談に特有の諸問題について、急速に経験と知識が蓄積されつつあるドイツとの交流は極めて有益であろう。この点で、国際的組織をもつキリスト教会の貢献に大きく期待したい。

註

- (1) 小椋宗一郎「ドイツにおける『妊娠葛藤相談』について」、生命倫理学会(編)「生命倫理」第一七(1)号、二〇〇七年。小椋宗一郎「妊娠中絶とドイツ社会——子どもが産めない社会への警告」、東京唯物論研究会(編)「唯物論」八四号、二〇一〇年。
- (2) 「カウンセリング」という言葉は様々な意味で使われる。ドイツの妊娠葛藤相談は、いわゆる「心理カウンセリング」ではあるが、米国の影響を強く受けた日本のそれとは異なる部分がある。ドイツのカウンセラーたちには、大学で「心理学」を学んだ人々だけでなく「社会教育」を学んだ人々もかなり含まれており、心理的問題や人間関係上の問題だけでなく職業や経済的事情などの社会的な事柄も取り扱い、場合によっては役所などへの申請の補助などを行う場合もある。
- (3) 妊娠葛藤法第四条一項。上田健二／浅田和茂(訳)(一九九六)、「ドイツ新妊娠中絶法——『妊婦および家族援助法改正法』とその理由書——」、『同志社法学』第二四六号(Vol. 47, No. 6)、一九九六年、四八三頁。

- (4) <http://www.familienplanung.de/beratung/beratungsstellen suche/> (二〇一五年二月確認)
- (5) NHKクローズアップ現代「新型出生前検査 導入から一年」、二〇一四年四月二八日放送。もともと、出生前診断が関わる場合にも心理社会的な相談の受け皿になっているのは同じ相談所であるし、テレビ番組の中でドイツの相談所の特質を示すには「妊娠葛藤相談」という言葉を使うほうが分かりやすいので、日本語では広い意味で理解されているということに問題はないと思われる。
- (6) 神の「位格 (persona)」の概念と「人格 (person)」概念の関わりについて、次を参照のこと。小椋宗一郎「ヨーロッパにおける「人格」の概念史と「人間の尊厳」——いのちの始まりをめぐる論争への思想的視座」、静岡大学哲学会(編)「文化と哲学」第三〇号、二〇一三年
- (7) Marina Knopf/Elife Mayer/Elisabeth Meyer, *Traulich und befreit zugleich*, Rowohlt Tb., 1995, S. 11. 三五人の女性たちは、全員がハンブルク家族計画センター (Familienplanungszentrum Hamburg) のクライアントであり、八年以上前に中絶を経験したグループ、約一年前に経験したグループ、数週間前に経験したグループからなる。前者は、この相談所のクライアントから無作為に抽出したリストに従って調査協力依頼を郵送し、最後のグループは中絶処置後の休憩室で調査協力依頼文を手渡され、それに応じた人々である。依頼された女性たちの約三分の一が調査協力を同意したとされる。すべての会話はテープに録音され、言葉どおり書面に起こされた(8-9)。なお、ハンブルク家族計画センターは、連邦政府の認可に基づき「プロ・ファミリア」と労働者福祉団体 (Arbeiterwohlfahrt) が共同で設置した施設であり、キリスト教会とは異なる社会的背景を持つ。両キリスト教会とは無関係の同相談所を選んで訪れた女性たちにも一定の傾向があることを念頭に置くべきであるし、妊娠中絶をめぐる論争において同書は明確に中絶擁護論の立場に立っている。しかし内容の限りで社会調査および心理学的研究としての客観性において問題は認められない。
- (8) 上田健二らによる前掲翻訳を参考にしたが、翻訳は小椋による。
- (9) 小椋宗一郎「妊娠葛藤」とは何か——妊娠中絶をめぐるドイツの議論」、日本倫理学会(編)「倫理学年報」第五七集、二〇〇八年、二七五—二八九頁
- (10) ヒボクラテス『古い医療について—他8篇』、小川政恭(訳)、岩波書店、一九六三年、一九一—一九二頁

- (11) Michael W. Lippold, *Schwangerschaftsabbruch in der Bundesrepublik Deutschland*, evangelische Verlagsanstalt, Leipzig, 2000, S. 28f. 以下、この本からの引用は「本文中の「[Lippold, ページ数]」で表す。
- (12) Christiane Dienel, *Das 20. Jahrhundert (I). Frauenbewegung, Klassenjurtz und das Recht auf Selbstbestimmung der Frau*. In: Robert Jütte, *Geschichte der Abtreibung*, Beck, 1993, S. 150.
- (13) 小山剛, 「第二次墮胎判決」, 「ドイツ憲法判例研究会(編)」, 『ドイツの最新憲法判例』, 信山社, 一九九九年、四六～五一頁
- (14) 山本啓一(ほか)「タイセン事件: ドイツ妊娠中絶史における最近の有名裁判」, 『犯罪学雑誌』第六四(一)号、一九九八年参照
- (15) 中絶反対派の哲学者R・シュペーマンは、厳罰化によって「出生率が三倍」になったとされるルーマニアの例を挙げている (Robert Spaemann, *Grenzen*, Klett-Cotta, Stuttgart, 2001, S. 356.)。しかしこれは悪名高いチャウシエスク政権下の出来事であり、その増加は一九六七年の一時期だけで間もなく減少した。チャウシエスクは人口増加を図るため一九六六年に避妊具と墮胎を非合法化した。「特別な事情のない限り、45歳に満たない女性は、子どもを4人産むまで中絶してはならない」という政令によって、違反者は半年から一年の懲役刑に科せられた。これによって産むことを強要された結果として、生まれた子どもたちは孤児として放り出され、マンホールに住みついた(早坂隆『ルーマニア・マンホール生活者たちの記録』, 現代書館, 二〇〇三年)。また孤児院における満足な食べ物も薬もない状況の中で、体力回復のために輸血が行なわれ、そこに混入していたエイズ・ウイルスに多くの子どもが感染した(浅井淳子/塩沢千秋『もっと生きたいの——ルーマニア、エイズと闘う子どもたち』, 凱風社, 一九九七年)。この間、ルーマニアで「非合法の危険な墮胎の結果として死亡または重い障害を負った女性は、一九六六年から一九九〇年の間に約一万人にのぼる」とされる (Lippold, op. cit., S. 128)。
- (16) この点についても様々な議論がある。たとえば一部の法学者は、中絶に対する規制の緩和こそが男性の無責任さを助長すると主張している (Lippold, 117f.)。しかし中絶に対する男性の責任を有効に問う手段は十分に示されず、墮胎罪によって女性たちばかりが追い込まれる現状に対する代替案とはなりえなかった。
- (17) http://www.donumvitae.org/Beratungsstelle_finden (二〇一六年一月確認)

- (18) 小椋宗一郎、前掲「唯物論」八四号、六一頁以下参照
- (19) Sabine Fährdrich/Regine Hölscher-Mulzer, Auch ohne Schein gut beraten, in Neue Caritas, Ausgabe 13/2010. (<http://www.caritas.de/neue-caritas/nefarchiv/fahrgang2010/artikel/auch-ohne-schein-gut-beraten> 二〇一六年一月確認)。
- (20) 玉井真理子／渡部麻衣子(編)『出生前診断とわたし』、生活書院 一七四頁以下
- (21) 同上、一七八頁以下
- (22) <http://www.cara-bremen.de/> (二〇一六年一月確認)